

藤沢市公民館条例の一部改正について
 藤沢市公民館条例の一部を次のように改正する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市公民館条例の一部を改正する条例

藤沢市公民館条例（昭和34年藤沢市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「の前日までの間」を削り，同条第4項第3号中「第3項」を「第2項」に改める。

別表藤沢市立善行公民館の項中

和室（まつ）	100	150
和室（ふじ）	100	150
実習室	200	300
文化室	100	150
体育室兼ホール	1,000	1,500

を

第3談話室	200	300
和室	100	150
保育室（ミーティング室）	100	150
調理室	200	300
音楽室	100	150
多目的ホール	1,000	1,500

に改める。

附 則

この条例は，令和2年1月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、改築した藤沢市立善行公民館の供用を開始することに伴い、その使用料を定める等の必要による。